

第17回

(仮称)函館市子ども条例制定検討委員会

会議録(要旨)

日 時 平成26年7月25日(金)

18時05分～20時50分

会 場 総合保健センター2階健康教育室

1 出席者

(1) 委員13人

藤井委員，三浦委員，森越委員，木村委員，小松委員，阿部委員，千原委員，
青田委員，数又委員，野村委員，小原委員，小林委員，武田委員
(欠席：大江委員，亀井委員，長谷委員，加藤委員，横山委員，水戸委員)

(2) 事務局7人

子ども未来部 岡崎部長，宿村課長，畠山課長，横川課長，加藤課長，
小林係長，堀田主査

2 配付資料（当日配付）

(1) (仮称) 函館市子ども条例制定検討に係る提言書（たたき台）

3 会議録

発言者	発言要旨
-----	------

1 開会

【事務局】 <開会宣言>

本日は，藤井委員長が他の用務のため，少し遅れる予定となっており，
それまでの間は，事務局の方で進行をさせていただきます。

2 部長あいさつ

【岡崎部長】 皆様こんばんは。本日もお忙しい中，そして暑い中，ご出席下さいましてありがとうございます。この検討委員会も17回目ということで回を重ねてまいりました。

皆様方の活動あるいは考え方，プレゼンテーションですとか，あるいはグループディスカッションを経て，様々な議論が熟成されてきたと思っております。

今回は，後程詳しくご説明いたしますが，提言書のたたき台というものを，皆様方のご意見を踏まえた中で，まとめてみたものです。これは文字通りたたき台でございますので，これを基に議論していただければと思っております。どうぞ本日もよろしく願いいたします。

3 第16回会議録について

【事務局】 第16回会議録につきましてご説明いたします。6月20日（金）に委員の皆様へ発送いたしております。この会議録につきましては，これまで同様発言要旨の形で取りまとめております。訂正等につきましては，今のところ，ご連絡を頂いておりませんが，訂正等がございましたらお知らせいただきたいと思います。また，市のホームページ上での会議録の掲載につきましては8月上旬頃を予定しております。以上でございます。

4 議事

【事務局】 議事の（１）の配付資料の説明ですが、部長の方から一言ございます。

【岡崎部長】 皆様のお手元に、先程申し上げましたけれども、「（仮称）函館市子ども条例制定検討に係る提言書（たたき台）」ということで、本日、配付させていただきました。本当は、事前配付をしようと思っておりましたが、作成に手間取り遅くなりましたことを、まずもって申し訳ございません。

これは、皆様方のご意見を基に取りまとめてございます。まずは、表紙をお開きいただきたいと思います。目次でございます。ここにこの提言書の構成がございますけれども、まず一番目といたしまして、「条例の制定にあたって」と題しまして、市が条例を作成する際に基本的な事項を、どんなものが必要なのかということ提言するとした場合に、皆様方のご意見をこのような形で取りまとめたところでございます。1「条例制定の背景と趣旨」、2「条例の基本理念」、3「条例の性格」、4「子育てに関する社会の各主体の役割と連携」、5「条例の基本理念に基づく重要な取組」、6「市民が共有できる表現を用いること」としております。次に二番目といたしまして、「函館市における子どもの現状と課題」、さらに三番目といたしまして、「子ども観」の議論について、この2つにつきましても、これまでお見せしている内容のものとなっております。この検討委員会におきましては、議論のプロセスが大変重要だと思っておりますので、提言書の中に入れて、市民の皆様にも読んでいただくことが、大変意義深いものというふうに考えております。それではまず、担当の堀田の方から全文を読み上げたいと思いますので、お聞きいただければと思います。

【堀田主査】 <読み上げ>

<藤井委員長到着>

【委員長】 遅れて来まして申し訳ございません。これからこれを3回に渉ってじっくりと協議していくこととなりますが、協議の前に、ご意見とか何かありましたらお願いします。

【三浦委員】 1ページの下から3行目、「子どもの最善の利益が実現される社会」、子どもの権利条約を引用しましたけれども、これから作る条例の中で、子どもの権利条約をどう位置付けるのか。そこに関わることですが、私は、この表現で良いと思っているんですが、他の都市を見ると、具体的に子どもの権利条約の理念とか謳っているわけですけど、この子どもの最善の利益、子どもの権利条約の第3条のその中身を引用してきているという意味で、憲法に次ぐ法規になるわけですから、その非常に大事な条文を引用することによって、条例全体の中で、子どもの権利条約というものの考え方を尊重していくんで

すというその視点から、まず1回確認させていただきたいと思います。これは、大阪府の箕面市の条例がたまたまこの表現、1か所だけですけれど、目的規定の中に入っていますけれども、あとはだいたい前文に子どもの権利条約の重視とかなっていますけれども、ずっと見ていた感じで、箕面市が同類という感じがしております。

どちらにしても、対外的に確定した場合には、条例をどう函館市は受け止めたか、そこはきちんと整理しておかなければ駄目で、我々委員会としても、今日、結論が出る出ないは別としまして、そこは考え方をもちて収める必要があると思います。

2ページの「条例の性格」の①、②なのですが。「人権の尊重を主眼とする条例」。子どもも人間だから良いのですが、単純に私は、「子どもの権利の尊重」で、どうしていかなかったのか、どういう考え方なのか聞きたい。

それから、「健全育成を主眼とする条例」。これは、1950年代の後半に、青少年健全育成条例が全国的に作られた時代であったと思っておりますが、私は、函館市の現状、これからの見通しからいくと、高齢者の比率が30%を超えている。それに対して、子どもは10%を切るかどうかという、最も深刻な状態ですが、私はそういう意味では、子育て支援ということが、大事な条例策定の目的ではないかということをお願いしたこともあったと思っておりますが、その辺でそういう要素が入っていれば良いのですが、その辺のお考えを聞きたい。

あとは、ミスプリントだと思うのですが、2ページの下から5行目、「子どもを安心して育てられる社会」、他のページは「子どもを生み育てる」、「生み」が落ちているので、これは入れるべきだと思う。以上3点です。

【岡崎部長】 「子どもの最善の利益が実現される社会」、これは子どもの権利条約から引用されている言葉だと思うが、市はこの条約をどう受け止めるのかということですが、まずもって、この提言書のたたき台そのものは、市がというよりも、皆様方のご意見を様々な対立点も含めて、また同意できる点も含めて、それらを抽出した中でまとめたものであります。子どもの権利条約につきましては、これは日本も批准しておりますし、認知されているものですから、函館市としても否定するものではございません。ただ、この条約を巡っては、様々なご意見があることも事実でありまして、例えば、人権の尊重は、権利ではないが、私の中ではかなり同義語というふうに思っているところもございます。人権という言葉は、人が生まれながらにして当然に有する権利ということで、かなり幅広い概念でもあろうかと思っておりますので、あえて議論が錯綜する言葉、紛らわしさのある言葉を使わないで、まさに市民が共有できる言葉を考えて時に、憲法でも使われております人権という言葉を用いて、ここに統一的に置くことによって、皆様方の考えの共通点を捉えて、その中身の部分を集約していけるといったところがございます。それから三番目といたしまして、子育て支援が大事ではないかというご指摘で

ございました。たたき台の2ページの3「条例の性格」のところでは、1番目に「人権の尊重を主眼とする条例」、2番目に「健全育成を主眼とする条例」と置いておりますけれども、これはですね、子育て支援が大事だということは当然でございます、したがって、条例の理念のところには、そういったご意見を入れまして置かしていただいたわけでございます。人権の尊重、健全育成、子育て支援というふうに、理念のところに入れました。ただ条例の性格のところでは、皆様方の議論が概ね2つに分かれていたと思いましたが、このような形で、人権の尊重と、健全育成という2つの意見を、表したということでございますので、ご理解頂きたいと思っております。

【委員長】 もう既に、全体協議に入ってしまったが、議事(2)の全体協議について、事務局よりお願いいたします。

【事務局】 全体協議による提言書の取りまとめにつきましては、前回の検討委員会で確認したとおり本日も含め、3回予定しております。

本日につきましては、提言書のたたき台を御覧になったばかりで恐縮ですが、このたたき台を基に、この後、1時間程度、皆様で協議をしていただきたいと考えております。

次回につきましては、さらに協議内容を深め、提言書の完成版をイメージできるようにし、10月の最後の検討委員会で、最終的な調整を行った上で、市長に提出する提言書を完成させていければと考えております。

【委員長】 三浦委員のご意見とそれに対する事務局の考え方は重要なところであると思っておりますので、議論の中で作っていかねばと思っております。これからの進め方ですが、内容的にたくさんありますので、どこからでもというわけにはいかないのです、一つ一つやっていきたいと思っております。

【森越委員】 一つ一つというのは、いけるだけということか。

【委員長】 目次を見ていただきたい。1番は「条例の制定にあたって」ということで、1から6まであります。特に1から3までが、一つの根幹をなすようになっていて、4から6まではもう少し詳細な中身に入っている。2番は「子どもの現状と課題」、3番は「子ども観」となっております。もし、進めていけるとしたら、Ⅰの1から3までを一括り、次の4から6までと、そしてⅡとⅢとなるが、如何でしょうか。

【森越委員】 提言という時に、この委員会が、市長が議会に子ども条例原案を提案する時の基本的な考え方を、「こういうふうにしたらどうですか。」、「市民としては、こういうふうに考えますよ。」と、そういうことだと伺っている。

条例というのは、具体的な条文になってくるわけである。このまとめ方と

どうか形がこれで良いのか。要するに抽象的である。そんなに具体的である必要はないが、前にいろんな形で議論が出て、学校と社会との関わりの中で、第三者機関がという話がありましたが、もうちょっと条例の原文というか案に少し近いような形の中身の提言部分もあっても良いのではないかとずっと思っていた。だけどこれを見ると、どういうふうに条文化されていくのか全くわからない。そこが今まで何を議論してきたのかという感じがする。これを受け止めて市の方でそれなりの原案を作ってくれるのだろうか。いや参考にするだけですかとなるのか、そこら辺がこの形だとちょっとわかりづらい。中身に関わるというよりは、基本的な提言とはどういうふうに捉えて良いのかわからない。今まで抱いていたイメージとこのたたき台がちょっと離れ過ぎている。

【青田委員】 私は、提言はあくまで提言であると思う。我々が条例の条文を作るわけではないという共通の認識を持った方が良いと思う。私たちができることは、市民がこの提言の中で、子ども条例に対してこういう方向性、こういうビジョンを掲げたらどうかということまでだと思う。ですから条文の一文一文を私たちが作るというところに重きを置くよりは、しっかりと方向性というものを、きちんと議論したものを、提言という形で示すというところまでが私たちの役割であると捉えているがどうなのでしょう。

【委員長】 このたたき台を、事務局の方で作りにあたり、他都市の提言書や条例を参考にしながら、作られたと思いますが、何かご意見がありましたら。

【岡崎部長】 他都市それぞれですね。例えば、条文をまねて複合的に作って、それが提言書になっている所もあると思いますし、様々だなあと思います。

そもそもがですね。市長が最初に子ども条例と申し上げた時のイメージは、子育て支援。みんなで支援していこうと。そのことは、最初の検討委員会の場でも提示いたしました。

しかしながら、もちろんそれだけでなく、だからこそ、皆様にお集まり頂いて、議論して頂いております。

その中には、共通の合意が得られたものもあれば、なかなか得られにくいものもあったらと思っています。

子育て支援ももちろん当初のイメージの中にありましたし、皆様から伺いました子どもの最善の利益の実現といったことにも触れていかなければならない。それが具体的には、いじめや虐待のない社会づくりというふうにもなっていく。それからまた一方で、子どもの健全育成という側面から学校教育が、集団の生活を通じて子どもたちに規範を学ばせていくということもまた大切な側面になる。

どちらかに偏るということではなく、良いとこ取りと言ったらおかしいが、共有できる部分をまとめて見ました。

提言がこうあるべきという定めがあるわけではないが、私どもといたしましては、そういう様々な角度からのご意見があるわけですから、一つのパターンで、一方方向に書き連ねていくということはなかなか難しいのではないかとこのように思ひまして、概念的なもの、方向性のようなもので、カテゴリーをしながら、まとめたというのが大事でございますので、そういう状況であるということをお願いしたいと思います。

【森越委員】 要綱の第1条に設置ということで、「広く市民の意見を聴取し、必要な提言を得るために設置する。」とありまして。ここには、具体的に提言というものが、どんなものかということは、記載されてなくて、これは事務局の方でスケジュール案として出された時に、検討委員会の開催ということで、提言としてカック提言となっていて、具体的にどういうことが書いてあったかという、仮称子ども条約素案の作成と書いてあった。だからそのイメージでいたので、もちろん条例の文言全部を書こうということではないが、一応何かこんな感じでどうですかみたいな、素案的なものをイメージしていたものですから、ちょっと今日の提言書が、私の認識の中ではずれがあったのでお話しした。

【三浦委員】 森越委員のご発言に近いものもあるが、あれだけ多くの都市の条例を見せて頂いて、今日配付された中に入っていない分野のものが結構ある。例えば、子どもの権利が侵害されたということで、子どもの権利擁護委員会、第三者機関というものがあつたり、だいたい結構な都市で、権利救済委員会、権利委員会という名称が多いが、そういうのを条例の中で謳っている都市が結構ある。この辺をどうするのか。それから子ども会議とかもあつたり、子どもの総合計画、条例の実際に向けての計画だと思ひますが、これをするのかどうかの議論もあつたり、他都市の条例を見ていきますと、第三者機関的なものが結構ある。これからまとめていく条例の根幹に関わる目的といひますか、他都市ではいじめを題目にあげた条例もある。そういうところとは、うちは違ふと思ひます。必ずしもそのまま他都市をまねるということにはならないと思ひますが、やはり市民から見て、現実に切実な問題が発生した場合に、第三者的な機関があつて、そこに訴えて、そして調査をして頂くとか、そういう第三者機関、それから子ども会議、そういう類いのものについての議論はほとんどされてきていなかった。そういう意味で、今日も含めた3回の中でまとめていくとなつた場合には、そういうことをしなくても良いのか。私は市民に直接関わることだから、市民のそういう事態を救うための条例でもあるわけだから、やはりそういうものを入れなくて条例化するといひわけにはいかないのではないかと思ひました。皆様方のご意見も頂きたいと思ひます。

【委員長】 全体協議の中で、ご自分が今まで話したことが抜け落ちているとか。落と

せないとか。それから加除ですね。そういうものを全体協議の中で話していく必要があると思う。今の三浦委員のご意見はその1つだと思う。

それでは、1ページの「条例の制定にあたって」という大きなところですが、「背景と趣旨」、「条例の基本理念」、「条例の性格」について、ご意見をどんどん頂きたいと思います。

【森越委員】 一つは基本的な考え方、要するに条例制定の背景とか趣旨とか基本的な考え方なんですけども、抜けていると言ったら怒られるかもしれないが、子どもが大人と同じように社会の構成員なんだと。要するに社会を構成している存在なんだということが、どっかの中に基本的な考え方として入れなければいけないのではないかと。

もう一つは、健全育成とずっと言われ続けて来て、児童保護あるいは児童に対応する諸政策の法律とか国際的条約とか施策とか条例がたくさんある。ただあえて何故市長が子ども条例に権利を途中から抜かしたけれども、それを作ろうかと考えたのは、やはり子どもの権利条約を抜きには語れないということなんですよね。先程、三浦委員がおっしゃったように、背景の中にこれを抜かすことは、あまり考えにくいということが一つ。それから、その中で社会の構成員というだけではなくて、今まで健全育成あるいは子どもが保護される客体として捉えられていた側面、それが最善の利益という表現になっているが、それと同時に最善の利益を自分たちが意見を表明することによって得ていく。あるいは社会の構成員ですから当然そうなります。子どもたちの最善の利益を子どもたち自身が意見を表明することによって実現していく。それが先程の三浦委員の言葉でいうと、子ども会議という一つのパターンですが。それは子ども会議だけではないが、その視点がちょっと。健全育成と子どもの権利を主眼とするという意見の対立の関係ではなくて、基本的な条例の背景と趣旨の中に不可欠な視点なのではないだろうかと思えます。

【青田委員】 子どもの権利条約に関わる部分で言いますと、市長は何故権利という言葉途中で取ったかという、私はそういう性格のものでないものを作ってもらいたいというふうに解釈しております。あくまでも、子どもを社会が生み育てていくより良い環境づくり。こちらの方に重きを置いてほしいと解釈しております。また、子どもの権利条約は、函館市の子ども条例に持ち出してどうのこうのというのは、どうも馴染まない気がしております。さらに言えば、私は子どもの最善の利益という言葉すらも、一般市民はどう解釈するのだろうか。自分でもわからない言葉だと思うぐらいなので、省くというよりも、もっと言葉を替えないと正しく伝わらないような気がしております。例えば、子どもの最善の利益という、大人対子どもなのか。子ども対子どもなのか。もし、子ども同士が、僕の最善の利益はこうだ。もう一人の子どもが僕の最善の利益はこうだみたいに、子ども同士が権利闘争を始めたらい

うふうにかえたら、そんな社会は嫌だと思えます。子どもが権利を主張するというのは、背景に周りにいる大人がそれを持ち出したいというのが見え隠れしていて、どうもそういう言葉の使い方が適切ではないのではないかと思っております。ですので、子どもの権利条約もさることながら、子どもの最善の利益という言葉の使い方自体の検討も要するのではないかと思います。

【武田委員】 条例制定の背景と趣旨を読んで、大人がやってあげるといような感じを受ける。例えば希望をもって成長していくとあるが、では子どもたちがどう育てば良いのか。子どもたちをどんなふうに育てたいのかということが、希望とかそういう形で、曖昧になってしまうのではないかと。先程、子どもの最善の利益とか子どもの権利とかおっしゃっていましたが、子どもが主体的に自分はこうやりたいとか、こういうふうに生きたいということを大切にすることが子どもの権利だと思う。難しいことではない。子どもたちが実現したいと思うことを実現できるように大人がサポートしていくということで子どもが希望をもって、「さあ、これもできるんだ。やってみよう。」と意欲的になる。一人ひとりの主体性が大事にされることが子どもの権利だと思う。権利を独り立ちさせるのは良くない。現実的な私生活の中で、自分たちがやってみたい。でもこれはやってみたいけれど、あの子のやりたいことを邪魔してしまう時には、葛藤がありますよね。そういうことを考えながら、集団の中でみんなで話し合い、こうやったら、あの子は悲しい思いをした。これはやっちゃいけないんだということを経験しながら自分の権利を実現していき、それをサポートする大人や社会にしていく。そのために、条例があるのではないかと。子どもがどう育ててほしいのかということも、大人だけでなく、子どもが見てもわかるように書いた方が良いと思う。子どもがわかりやすい条例とのことだったので、どんなことをすれば、この条例ができて良かったと思えるのかということ、私たちは真剣に考えるべきである。

【森越委員】 市長が権利という概念を外したから我々もそれを考慮すべきだというのは、提言者としてはまずいのではないかと。市民が函館市の子どもに関する条例について、どういう立場で提言をしたいのかということが基本であって、市長のごきげんを伺うために我々は提言するわけではない。

それから子どもの最善の利益というときは、子どもを層として、要するに社会的構成員として見ている。個々の人間のことを言っているわけではない。Aさんの子どもの利益とBさんの子どもの利益がぶつかるとか、そういう理屈の問題ではない。社会を構成している一つの層として、子どもの最善の利益を社会は、あるいは国家は、行政は、我々大人は、どういうふうにかえていかなければいけないのかということ、きちんと頭にまず置きなさい。子どもの最善の利益という概念は、子どもの権利条約の中で初めて出て来た言葉ではない。子どもの最善の利益は昔からあった概念で、子どもの権

利条約は何を付け加えたかという、子どもの最善の利益を決めるにあたって、大人だけが考えるのでは駄目で、社会として子どもを層として見て、ということが子どもの最善の利益なのか、そのことを子ども自身が意見を述べる機会を制度的に設ける。そのことを子どもの権利条約はきちんともう一つの柱として立てた。私は権利のことを言っているわけではない。体系とか趣旨とか、もっと大本の1ページ目のことを言っている。

【青田委員】 市長の件に関しては、市長をよいしょしているわけではない。これは森越委員の「市長がそのように言っている。」という話を受けて、変えるには変えるなりの理由があるのではないのですかということをお答えしたかった。ただ、抜いたということは、市長にも思いがそれなりにあるのではないか。別にそれを全部入れろというわけではない。

子どもの最善の利益の件については、これは言葉の使い方。何を言いたかったかということ、5ページの6に「市民が共有できる表現を用いること」と書いてある。子どもの最善の利益と書くのであれば、今、森越委員がおっしゃったことを、この言葉の意味合いを、かなりきちんと市民に理解させないといけない。私だったら、この言葉を聞いて何を連想するかと言ったら、子どものそれぞれの意見表明といいながらの我が儘合戦が始まってしまうのではないか。これが一般的な捉え方になってしまうのではないかと思う。したがって、言葉の使い方の問題は、専門家の言葉は一切使わないで、一般市民レベルに落とす必要があると思う。まず、そこが誤解のないようにすることが必要だと言うことを言いたい。

子どもの最善の利益が、個々の子どもの話ではないということも、お聞きしてわかりました。

【野村委員】 青田委員の懸念もわかる。最善の利益という言葉は、この間議論してきた我々だからある程度イメージの共有ができるが、いきなりこの文章が出て来たら、一般市民はどう思うだろうというのは本当だと思う。それは逆を言うと、森越委員が先程説明していた子どもの権利条約、これは国際標準ですから、その考えに基づいて出て来ている考えということ、逆にはっきりしないと唐突な感じを受ける。子どもの権利条約に基づく云々ということ、具体的に入れるかどうかは別にして、子どもの権利条約が目指すもの、精神みたいなものはやはり提言書の中に反映されないとまずいと思う。これは良い悪い、好き嫌いではない。これは国際標準で、憲法に次ぐ、国際条約として国際的な約束事として、子どもの権利条約に基づいた様々な諸政策を進めていくことを世界に約束した。権利条約に基づいて児童福祉法や児童虐待防止法もそれに整合性がとれる形で制度整備を進めているわけですから、当然、子ども条例もそういう精神に合致したものでないとならない。これは法理論上、良い悪いの議論ではなく、大前提であるという確認をしておく必要がある。三浦委員がおっしゃっているように、まさに国際標準なんだということ

が一つ。

利益とか権利とかという言葉，それだけが一人歩きすると，我が儘勝手，利害と利害のぶつかり合い，混乱という青田委員の話を伺うとそういうイメージを受けるが，権利とはそういうことではない。自分の権利を主張するということは，相手の権利も尊重する。お互いの権利を尊重し合うということが，実は権利を擁護するということの一番の基本であって，そういうことを，先程，森越委員がおっしゃっていましたが，大人が一方的に上から教え込むのではなくて，子ども自身の意見表明も含めて，子ども自身が自分で学んでいって，正しい権利というものを理解していく。そういう環境をつくるのが，我々大人の役目である。そういう形で権利ということ，我々自身が正しく理解する必要があるのではないか。

【千原委員】 森越委員に伺いたい。子どもは社会の構成員であるということが，たたき台に入っていないという指摘だったと思うが，例えば，1ページの本文の4行目「子どもの一人ひとりの人権が尊重され，生存と発達が保障される社会」という表現では，そういった意味合いが読み取れないということか。言葉として確かにそういう言葉はない。そういう言葉がないから，その精神が入っていないというのは少し早計であって，そういう精神を含んだ上で，こういう表現をしているのではないかというのが，私の考えである。

もう1点。子どもの意見表明を認めることは大切であるということであるが，どのレベルなのか。例えば，子どもには選挙権がない。選挙権というのは，国民として最大の意見表明権であるにも関わらず，子どもには認めていないということもあるので，確かに子どもの意見を聞くということはとても大切であるが，それを唐突にぽっと出すだけでは，どのレベルなのか，どういうことを意味しているのかわかりづらい。十分注釈なりを加えた上でと考えると，ややこしい条例になってしまうので，そのあたりの検討が必要だと思う。

【森越委員】 1ページの本文の4行目「子どもの一人ひとりの人権が尊重され，生存と発達が保障される社会」という規定は昔からある。これは，子どもが客体である。大人によって人権が尊重される。大人によって発達が保障される。要するに，大人社会が子どもを見た表現である。権利条約はそうではなくて，子どもはもちろん客体であるが，客体と同時に自分が社会の構成員として口を出せる主体でもある。これは，この表現の中には含まれていないが，条約の意見表明権の条文を読むとわかると思うが，要するに大人が必ず受け止めて何とかしなくてはならないとは書いていない。自己の能力に従って，自分の環境をこうしてほしいと言える機会をきちんと与えなさい。そのことを大人社会はちゃんと考えてあげなさい。だから取り入れろと言っているわけではない。ちゃんと考えてあげなさいというレベルである。大人は二十歳を過ぎたら，自分の社会がどうあるべきかということ投票行為によって表現で

きる。これによって、社会を変えられるというシステムの中にある。子どもは本当は構成員なので何らかの形で社会について、「こうしてよ。」と、いうことを言えるはずであるが、残念ながら今の社会の制度にはない。そのことをきちんと考えて、「制度化してあげないといけないよ。」というのが意見表明権である。ちょっと選挙権とは違う。選挙権も投票したから直ちにそうなるというわけではないが。システム化しているという意味では、大人はシステム化されているけど、子どもはシステム化されていないので、例えば、子ども会議という形で意見表明できる場所を設定してあげたらみたいな感じですか。

【千原委員】 ということは。意見表明権の方からいきますが。理解できます。そういったことを、ちゃんと注釈を含んだ言い方にしないとうまく伝わらない。市民が読んでわかる条例という皆さんの共通理解からはずれて、ただ唐突に意見表明権とあるだけでは不十分だと感じた。それからもう一つ、従来からある捉え方というのは否定されているのか。

【森越委員】 これにとどまっていますはちょっと。もう一步必要なのではないかというのが、私の意見である。

【千原委員】 それは、ただ解釈の違いかなあという気がするが、通説としてそうなのか。この表現で私は、子どもが社会の構成員であると読み取れる。解釈として今説明のあったような解釈はあると思うが、一方では違う解釈も成り立つような気がするのです。

【森越委員】 言葉をそのまま当てはめていくと、「大人社会は、子どもの一人ひとりの人権が尊重され、大人社会は、生存と発達が保障される社会を提供しなくてはならない。」となる。そのまま読めば。

【千原委員】 主語がそうなるのですね。

【森越委員】 はい。

【千原委員】 確かに、その主語を入れるとそうなるのでしょうか。これには、主語が入っていない。

【森越委員】 尊重されるというのは誰から尊重されるのか。基本的には、「大人社会」となっている。それから保障されるというのは誰から保障されるのか。昔から子どもはそういう存在だった。要するにちゃんとした教育を受けられる。ちゃんとした福祉を受けられる。そういう客体として捉えられてきた。この表現というのは、だから人権が尊重される。発達が保障されるというふうに、

客体としてずっと人間社会っていうのは、この権利条約ができるまで、ずっとそういう見方をしていた。それではちょっといけないのではないか。子どもはアップアップしているよね。個々の議論はあるが、子どもたちもっと自由に遊びたいよね。もっと勉強の仕方も考えてほしいよね。

【千原委員】 済みません。その例を出されると、ますますややこしくなるし、反論もしたくなる。意見を制するというわけではないが、その話になってくると、ますます違うなあという気がする。

今、私は子どもを、生徒を見ているが、そんなにアップアップしていない。非常に主体的に生きているし、自分で意見も表明しているし、学校ではそういう場を提供している。だから何故、今の私たちがやっているこの社会が、そういうことを否定しているというふうに捉えられているのかがわからない。

【阿部委員】 今日、最初に話題となった部分ですが、我々がどこまでやるのか。私は、条文を一つ一つ作っていくというイメージはしていなかった。最終的にまとめる段階では、もう少しオープンに考えられるような資料に、我々がいろんな意見を出して、提供していくと思っていた。

もう一つは、Iの「条例の制定にあたって」の6「市民が共有できる表現を用いること」の表現が良いと思った。市民が共有できるあるいはスローガンとかを大事にしたいと思う。これを作る時に私たちは今、いろんな難しい話をたくさんしていて、それはこの検討委員会だからできる。それも非常に大事なことであるが、条例そのものは、シンプルであってほしい。権利とかについては、あまりたくさん書かなくても、権利条約ができた時は、世界中のいろんな子どもたちの実態から出て来たが、この中に書いてある一つ一つが、現在、日本でできていないこととか、親が願っていないことって、そんなにたくさんない。みんな親が願っていることである。ここに書いてあることは、日本ではおおよそできている。できていない部分があるから、それをより良くしようということもわかる。そのできていない部分を、私たちがどう想定するかということで、条例の目指すところ、函館でと三浦委員もおっしゃっていたが、この部分に繋がってくるのではないか。今、子どもの世界で子ども自身がやるのが難しくなる、親自身がやるのが難しくなることって、想定されますよね。近未来の子どもの生活、その子どもの生活を我々がどう想定しているかで、だいぶ違ってくる。例えば、家庭で子どもを親が直接見る時間は確実に減る。共働きになっているのだから確実に減る。その確実に時間が減るということを前提にして、だったら子どもは、こうやって過ごしてほしい。そのための環境をこうやって作るとか。何かシンプルな形にもって行ってほしい。近未来の子どもの生活を頭の中に想定しながら、今、出来ていることと、出来ていないことを区別して、こういう世界になりそうだから、こういうふうな方向に持っていった方が良くはないかというこ

とを、手短かに作っていったら良いと思う。

先程から主体と客体という話が出ているが、主体というのは、子ども観として、この権利条約の時に新しく注目を浴びた言葉だと思う。ニュアンスとして、きちんと入れなければならないというのはわかる。親が子どもの育ちに期待する。単純に言うと、親の生きがいは子どもが生きがい。子どもの育ちが生きがい。そういう雰囲気が薄れてきては困る。子どもはやはり子どもである。期待される子ども。育てる我々大人は、子どもにこう育ててほしいとか、あんなふうになってほしい。その成長の一つ一つの姿を見て、親は生きがいを感じる。仕事だけに生きがいを感じているわけではない。家庭を守っていることだけに生きがいを感じるのではない。浪花節的かも知れないが、子どもの姿を見るのは、大人の生きがいだという雰囲気を何か織り込めたら良いなと思う。

【武田委員】 今のお話で、すごく大事なことがあると思う。子どもは親の生きがい。そのところで、二つの道がある。親が子どもをこう成長させたいと、親が思うように育てるか。子どもの気持ちを大事にして育てるか。そこが主体と客体の違いだと思う。子どもの幸せとは何かと言ったら、子どもがやりたいこと、自分でこう生きたいと思うことを親が支えてあげる。そこが一番の親の喜びというか、ここに子どもの権利条約の精神が宿っていると思う。今まで結構、親のいうとおりに敷いたルール上で育てる。間違っているから、正しい方向にもっていく。そういう育て方が良かれということできされてきた。子どもは未発達というか、子どもは未熟。でも未熟ということは、様々なまわり道をしながらか成長していくという捉え方をしながら、親はきちんとサポートして、温かく見守って、時にはたくさんの意見を言って、親子だから喧嘩もすると思うが、子どもの気持ちを大事にするかどうかは分かれ目ではないのか。それをこの条例の中に、きちんと子どもの気持ちというものを受け止めるということを実行していくことが必要である。

【小林委員】 IIの「函館市における子どもの現状と課題」のところは、非常に良く現状が書かれているというふうに読ませて頂いた。具体的な文言は、色々、ひっかかるところがない訳ではないが、大方現状が書かれているということを受けながら議論を聞いていたが、やはりわかりやすい言葉で表現することは当然であるが、場合によっては、注釈を加えても、やらなければならないこともあるかもしれない。一人ひとりが人として大切にされて豊かに育つことができるということは、誰もが認める生存と発達の一つの表現でないか。言い換えれば、生まれながらに豊かに育つための権利は子ども一人ひとりに有する。では、そういう中身は具体的にどうなのかと言ったら、ここにも書かれているが、例えば、安心して生きることができる。虐待やいじめやあらゆる暴力から守られるとか、自らの力を発揮して成長することができるとか。思いや意見が尊重されるということ。そんなようなことが内包されていて、

ユニセフが言っている、子どもにやさしいまちづくりの施策に生かされていく、それが今回の出発点でなかったのか。先程から、色々な議論はあるが、多くは豊かに育つということを柱にしていきながら表記していくとまとめていけるように感じていた。

どうしても何とかこの言葉の理念を入れて欲しいのは、今年は丁度、子どもの権利条約が批准されて20年という節目になっていて、権利条約の理念ということが、いろんなところで強調されている。つまり子どもをどう見て、どう思いをはせるかという、大人としての子ども観。そこを何とか文言の中に議論した中で生かされていければ良いと思う。

もう一つは、条例案文の中で前文ができるのかどうか。前文を作るとしたら、どこの言葉のどこを入れていくのか。大変難しい感じがしている。もし、前文を考えていくとしたら、こんなような言葉で、単語だけで良いので、いくつか集めて、こんなような組み合わせとイメージで、どうなのかということ議論しなければならない。基本理念のところだけが先行していて、その大前提となるバックボーンとなる単語集めをした方が良いのかなあという気持ちでいました。

【青田委員】 子どもの権利条約のことをきちんと勉強されている皆さんは、子どもの権利条約が目指している世の中が理想だと思っているが、全く勉強していない私にしてみれば、世界がどうであれ、それは置いといて、世界で決まっていることを函館に押し付けることは、あまり大事だと思っていない。それよりも、この函館に生まれ、育ち、子どもを生み、子育てをして、本当にこの街で良かったと思えることの方が、私は重要だと思う。それが、函館に暮らす子どものため、大人のため、両者にとっての大事なポイントだと考えている。あえて言うと、子どもの権利条約を持ち出さない方がかえって誤解を生まないのではないかと本当に思っている。逆に、持ち出して、条例をこれで作りましょうと言われても、「日本のさらに言えば、函館の子育て、教育環境と合致するところはどこ？」という感じで探してしまう。もし、子どもの権利条約がどうしても大事であると言うならば、お聞きしたいのは、全部書かれていることが大事なのか。今、日本の課題、函館の抱えている子育て、教育の課題にとって全部大事なのか。そう思うのであれば、全部入れなくては駄目だという話になる。これは決まりなのだから。というふうに思うくらいなので、あえて誤解を生むようであれば、避けた方が良いと思う。一般市民には、その方がちゃんと伝わる。

【野村委員】 青田委員の意見も良くわかるが、そもそも法律とか条例は何のために作るのか。現状に問題がなければ作る必要がない。今、解決しなければならない課題があるから法律とか条例を作る。今よりも一歩前に進むために作るのが法律とか条例である。したがって、法律や条例ができた時に、初めから全ての国民あるいは市民に全部理解されているかと言ったら、そんなことはな

い。だからここにあるように、理念について時間をかけて浸透させていくと書いてある。私は、青田さんのように素晴らしく、子育て分野で大活躍されている有識者の方が、子どもの権利条約がよくわからないとおっしゃるなら、まさにだからこそ、子どもの権利条約のような考え方をどうしたら市民に浸透させていけるかということが必要なのではないかと思う。手法は色々ありますが、表現をどうするかとは色々あるが、よく皆さんに理解されていない、だから持ち出さないというのであれば、全く現状から進歩がない。だからこそ、表現はともかく、子どもの権利条約の精神みたいなものを、何らかの形で市民に広めていく契機としてこういう条例があるのではないか。例えば、児童虐待防止法やDV防止法にしても、初めから皆に理解されていたわけではなかった。虐待という概念自体がない、子どもを叩いて躰けるのは当たり前だみたいなことが、多くの家庭の一般概念の中で、それでも児童虐待防止法を作った。また、言うことを聞かない妻を殴っても良いという社会通念がある中で、DV防止法が成立して、それがだんだん浸透していく、私は法律とはそういうものではないかと思う。

もう一つ、先程、武田委員がおっしゃった親の子どもに対する思いは、本当に大事だと思う。ただ問題は、親の子どもに対する思いが、子どもの成長を歪める場合もある。そこは大人の責任として管理する必要がある。児童虐待という言葉もきつい。虐待とは、アビューズという言葉の訳である。アビューズというのは濫用。そのまま直訳すると、「親が子どもを濫用する」というのが虐待で、うまい訳語がなかったので、虐待という言葉を作った。親の思いのまま、意のまま子どもを支配するあるいは押し付ける。そういうことが児童虐待の根っこにある考え方である。それを止めていこうかというのが、児童虐待防止法、児童福祉法であることを申し上げておきます。

【阿部委員】 私がシンプルにしようと思っているイメージがなかなか言葉で伝わりにくい。先程の武田委員の親の生きがい、本当によくわかる。全くその通りだと思う。それを主体とか客体とかに言い分けてしまうと、そういうふうになってしまう。親の生きがいと言った時に、主体とか客体とか考えない。親が意のままに子どもを育てようとすることはあるかもしれない。でも、おおよその親は、そうは考えない。だから、そういうものを背中合わせにするのではなく、先程、浪花節だと言ったが、そういうことも含めて、親の生きがいという丸い一つの中で何かまとめられないかという思いである。権利も義務も両方があることを、大人はわかっているし、子どもも親もわかっている。それを背中合わせにしないで、ごちゃっと団子にしてしまったら良いのでは、そんなシンプルな方法をイメージしている。先程の主体としての子どもの姿は、新しい概念として付け加えられたという話であったが、最近、例えば、学校現場でも「あなたらしく生きなさい。」とか言います。「世界に一つだけの花、オンリーワン」とか言います。これはまさしく、主体として考えた言い方である。私が先程からシンプルにとっているのは、こういう言葉で

主体性を表しましょうよ。子どもの主体性を付け加えていきませんか。というシンプルさであるが、イメージしてもらえますでしょうか。

【小林委員】 青田委員から先程、子どもの権利条約の全文を作ることになるのではないかというご意見がございましたが、私はそういうことを言っているのではなく、子どもの権利条約の基本的な理念というのは、端的に言えば、子どもも独立した人格と尊厳を持つ権利の主体であるということ、子どもの権利条約ではきちんとおさえている。だから私も何回か会議で、子どもたちがやがて函館から出て行って、函館や子ども期のことを聞かれた時に、「私は函館に生まれ育ってすごく良かった。」というような、「子ども時代を豊かに育ってもらいたい。」というようなことを、何回か言ってきた。つまり、子ども期を豊かに育つということは、子どもが独立した人格と尊厳を持つ権利の主体だということ、大人自身がおさえて、または、そういう環境作りをしたならば、起きてはならないいじめなどを未然に防ぐことができるし、いじめの加害者も現れない。そんなような環境作りをしようではないかということが、私の言いたかったところである。条文一つ一つを作ることは全く考えていない。そういうところが大事である。子ども条例の基本は、子どもにやさしいまちづくりの施策に生かされなければならない。子ども期を函館で育って本当に良かったと言えるような施策につながっていければ良い。そのためには、もっとやさしい文言があれば、皆で知恵を出し合えば私は可能であると思う。

【委員長】 モンスターペアレントという言葉は、最近あまり言われなくなりましたが、アメリカではヘリコプターペアレントといますが、子どもの上に常にいて、何かちょっとでもあると、さっと降りてきてガサガサとやる。さらに最近、スノープラウペアレントという除雪機型というか、子どもの前の雪とかを、綺麗にかいて「さあ、いいよ。」って歩かせる。そういうようなことが話題になっている。その話を聞いた時、自分は親として子どもをどう育てたか。どういうフィールドを、人間関係、自然界を含めて、どの程度の環境を子どもに与えるのがベストなのかと思った。まさか、0歳から20歳までの子ども全てに、ゲレンデでいうと、全く凹凸のないきっちりとしたフラットな、しかも緩斜面だけを与えたからっていいわけではない。子どもも満足するわけでもない。じゃ、全くそのままのニセコとかにあるような、めっちゃめっちゃなゲレンデではないところが良いのか。そこら辺のところは、それぞれが親として、地域として、教育者として、社会的な環境とか自然界を含めての子どもに用意する環境というのを、考えていっているのではないかと思う。色々な話を聞いてて、子どもにどの程度、除雪が必要かとかも、やはり大事な共通認識なんだと改めて感じた。

小林委員がおっしゃっていたように、そこら辺のところ、だいたい事務局も悩まれたと思う。俗に言ういろんな子ども条例があるが、折衷的な提言に

なっているように思うが、なおかつ、今日、出ていた意見というのも、重要な意見でありますので、今日の意見をもう一度、私も加わり精査してみて、次回に向けて、特にⅠの「条例制定にあたって」を検討して頂きたいと思えます。次回また、続きをやりますので、よろしくお願いいたします。

【委員長】 その他で何かありますか。

ないようなので、次回日程について事務局お願いいたします。

【事務局】 次回第18回の検討委員会につきましては、既に皆様にお伝えしておりますとおり、8月29日（金）の18時30分から、総合保健センター2階健康教育室で行う予定です。

会議開催につきましては、後日事務局より正式に案内をさせていただきますので、それを確認していただき、お間違えのないようお願いいたします。

なお次回は、大江副委員長が出席する予定となっております。

【森越委員】 今日の議論を踏まえて、また、反映させるということはないのか。このまま議論の対象にして、それを最終的にまとめるみたいな感じでののか。

【岡崎部長】 これはたたき台ですので、また、議論を頂きながら、皆さんの合意の基に何らかの修正をしたいというのであれば、それを議論の中でやっていただければと思っております。

【森越委員】 今日、これを見て、読んで頂いたので、ある程度わかったが、できれば、少し前に頂きたい。

これはたたき台であるが、丸投げして終わりなのか。そこら辺のタイミングが良くわからない。

【岡崎部長】 本当は、事前に配付したかったが、なかなかたたき台を作るのが難しく、時間がかかってしまった。

【野村委員】 感想であるが、とてもよくまとまっているたたき台だと思っており、8～9割できていると理解している。条例なので、前文、各条文となると思うが、いろんな議論が出ているが、今回のたたき台の2の「条例の基本理念」の（1）、（2）、（3）が、そのまま理念に入ってくる内容だと思う。3の「条例の性格」は、注釈みたいなものであるから。4の「子育てに関する社会の各主体の役割と連携」と、5の「条例の基本理念に基づく重要な取組」に挙げている項目については、委員の中で反対している人はいないと思う。おそらく、4、5の部分というのは、条例のそれぞれの条文の具体的な施策なりに盛り込まれていくことになる。本当に骨子は、こういう形でできてい

らと思っている。

【小林委員】 条例の基本理念のところであえて、（１）、（２）、（３）と区別して、理念を規定しているが、分けたが故に、噛み合わないところが出て来た気がしてしょうがない。これを一つにまとめることが可能かどうか検討していただきたい。

5 閉会

【委員長】 以上を持ちまして本日の会議を終了いたします。